

— 有償使用 —

# 島根県観光キャラクター「しまねっこ」 デザイン使用の手引き



---

デザイン等を正しく使っていただくために必ずお読みください。  
有償使用許諾申請書にライセンス料の算出に必要な事項等を記載して申請を  
お願いいたします。

---

「しまねっこ」のデザイン等の使用は原則として有償で、販売目的の商品や販促のための景品に使用する場合など、使用者はライセンス料として使用許諾料と証紙代の納付が必要です。

## 01 ライセンス料

使用許諾料と証紙代を**合算**した額になります。

項目	商品の場合	景品の場合
使用許諾料(A)	販売小売価格(消費税込)×予定生産数 または生産実績数のいずれか多い方 ×1%	その製造・制作費用(消費税込)×1%
証紙代(B)	1枚1円×生産数	
ライセンス料	使用許諾料(A)+証紙代(B)	

※デザイン等を使用する商品や景品等には、1個ごとに島根県観光連盟から交付する証紙(10mm×15mm)を貼っていただきます。ただし、直接証紙を貼付することが困難な場合は、協議により使用許諾番号の表記などの代替措置を認める場合があります。その場合も証紙代の納付が必要です。

※島根県内に事業所等を有する企業、団体および個人の場合は、当分の間、ライセンス料は免除となります。(平成26年7月1日から施行)

## 02 申請の流れ



## 03 申請について

### 新規

#### [申請提出に必要なもの]

- ・有償使用許諾申請書(押印不要)→様式第1号の1
- ・使用する商品等のデザイン案(見本)、企画書等  
※修正可能な段階のものを提出してください。
- ・申請者の概要がわかる資料(会社概要、団体概要等)
- ・食品類は、製造先の保健所の許可書(写し)

※審査結果を通知後、使用許諾契約の締結を郵送で行います。

※有償使用許諾契約書を郵送しますので、法人・団体の場合は代表者印を、個人の場合は実印または認印を押印し、返送してください。その後、島根県観光連盟が押印し、本書をお送りしますので保管してください。

※完成品の現物もしくは画像のご提出をお願いします。希望により、しまねっこ公式サイトグッズ内に掲載します。

※所定のライセンス料を契約書記載の期日までにお振込ください。お振込後、いかなる理由でも返還はいたしかねますので、ご了承ください。

※使用許諾の期間は1年間ですが、期間を過ぎて在庫になっているものは、1年を過ぎても在庫が無くなるまで使用いただくことができます。

## 変更

使用許諾を受けた内容を変更する場合には、変更申請をしてください。  
(変更理由例:増産、増刷、デザインの変更等)

### [変更申請提出に必要なもの]

- ・有償使用許諾変更申請書(押印不要)→様式第4号の1
- ・契約日が直近の有償使用許諾契約書の写し
- ・デザイン案(デザイン変更の場合必要)

※変更申請の場合、発行されている使用許諾番号が引き続き使用可能です。

※契約締結は、新規と同様に行います。

※デザインを変更する場合は、変更後の完成品の現物もしくは画像のご提出をお願いします。

## 04 審査期間

提出書類に不備等がない場合、1週間～10日程度です。

※立体物や3Dデジタルデザイン等は、別途時間を要しますので、余裕を持ってご申請をお願いします。

## 05 申請方法

メール、郵送、持参

※FAXでは受け付けません。

## 06 問い合わせ・申請先

E-mail:info(@)shimakanren.or.jp

※(@)は半角@に置き換えてください。

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県商工労働部観光振興課内

公益社団法人島根県観光連盟 総務企画課

TEL:0852-21-3969

持参される場合は事前にご連絡をお願いいたします。

来所受付時間:平日の午前9時～午後5時(年末年始を除く)

## 07 クレジット表記



許諾を得た使用品について、必ずキャラクター名の表記及び証紙の貼付をしてください。

直接証紙を貼付することが困難な場合は、協議により使用許諾番号の表記などの代替措置を認める場合があります。その場合も証紙代の納付が必要です。

(1)公式ロゴを配置もしくは、**島根県観光キャラクター「しまねっこ」**、と表記する。

(2)証紙を貼付もしくは**島観連許諾第〇〇〇〇号**、と表記する。

## クレジット表記例

公式ロゴ+証紙シールもしくは 使用許諾番号	キャラクター名+証紙シールもしくは 使用許諾番号
	
<ul style="list-style-type: none"><li>・使用許諾番号は、「しまねっこ」から離れた箇所に表記して構いません。</li><li>・キャラクター名を表記する場合、視認できる程度であれば書体、文字の大きさは問いません。</li><li>・使用品に、しまねっこを複数利用する場合、クレジット表記は1箇所です。</li></ul>	

## 08 製造物責任者の表示

食品類への使用の場合は、製造物に対する責任所在を明らかにする表示をお願いします。  
(表記例:「しまねっこ」の商標権者の(公社)島根県観光連盟は製造者ではなく、本商品に何ら責任を負うものではありません。)

## 09 許諾できない場合

- (1) デザイン等の使用によって誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。
- (2) デザイン等のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- (3) 立体物でその形状等がデザイン等の立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動等に使用するとき。
- (5) その他デザイン等の使用が適当でないと認められるとき。

※不許諾の場合、書面で通知します。

## 10 使用の中止

許諾を受けたデザイン等の使用を中止する場合は、直近の有償使用許諾契約書の写しを添えて、有償使用許諾契約解除届(様式第6号)を提出してください。

## 11 留意事項

- ・使用条件に違反した場合、または申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、使用許諾を取り消します。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。その場合、島根県観光連盟はその損失の補償の責めは負いません。
- ・使用許諾の内容に関し、苦情が生じた場合は、使用者の責務において適切に対応してください。
- ・使用者が「しまねっこ」の使用によって第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償を求められた場合も、島根県観光連盟は責任の一切を負いません。
- ・その他、有償使用許諾契約書に記載している使用上の遵守事項を守ってください。

## 12 デザイン等について

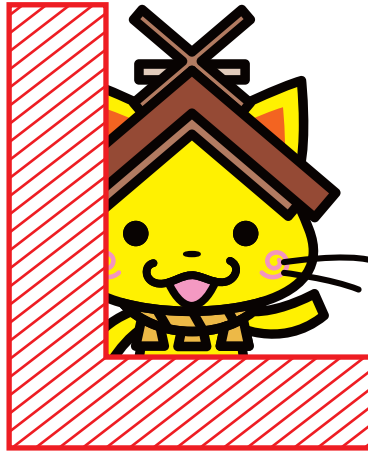
イラスト、実写の写真ともに審査を行います。

※実写の写真は原則として、「しまねっこ」が出演する際の告知媒体等のみ許諾します。  
商品、景品等には使用できません。

### OK ○

- (1)トリミングの場合：<sup>ちぎ</sup>千木、<sup>かつおぎ</sup>勝男木  
およびしめ縄を切り取ることは、頭部  
を1/3以上切り取ることは不可。  
(2)顔の2/3以上を再現する。

※斜線部がトリミング可能範囲。  
斜線部以外は再現をしてください。



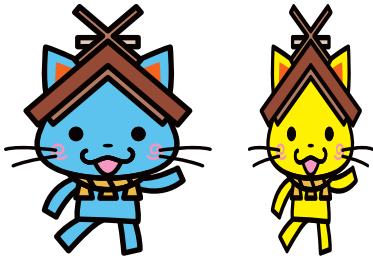
マニュアルのポーズに一般的な物を持たせる。



### NG ×

比率の変更(変形)、指定カラーの変更

※カラーの「しまねっこ」を白黒印刷するのはNGです。



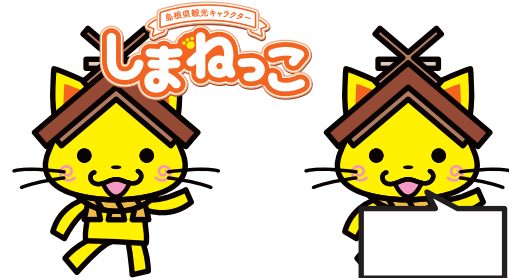
特定企業の商品や思想を表すものを持つこと。



特定企業・団体のロゴと一体化したデザインにすること。



トリミングNGの箇所に文字や図形を重ねること。



「しまねっこ」のイメージやプロフィールから逸脱するデザイン。  
(例：女の子に見える、攻撃的 etc)

## ■ その他デザイン

### ① シルエットでの使用

- ・単色、シルエット内でのグラデーション、シルエット内の幾何学模様の塗り分け等を認めます。
- ・ただし、「しまねっこ」のイメージを著しく損なうと判断した場合は、修正をお願いすることがあります。

### ② 手描きでの使用

- ・イラストどおり忠実に表現していただくことが条件です。
- ・使用者の作風や個性が表現されるような使用は原則認められません。

### ③ オリジナルデザインの場合

- ・マニュアルにないデザインを新たに作成して使用する場合、新デザインの著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。）は島根県観光連盟に帰属します。またデザインをする者は著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）を行使しないこととします。

## 13 その他

### ① 「しまねっこ」名称の使用について

- ・文字のみで表現する場合、申請は不要ですが、「しまねっこ」に関係のない事柄に使用できません。ご不明な場合はお問合せください。（OK例：「しまねっこ」の出演告知の際に文字のみで使用する等。）
- ・社名、商号、チーム名、イベントの冠等に「しまねっこ」は使用できません。

### ② 「しまねっこ」のセリフについて

- ・「しまねっこ」に吹き出しを付けることはできますが、セリフの内容も審査対象になりますので、申請時にデザイン案とともに提出してください。ご不明な場合はお問合せください。
- ・セリフの語尾はひらがなで「～にゃ」としてください。吹き出しではないコメントも、「しまねっこ」との位置関係によりセリフと認識される場合は同様の扱いです。
- ・「しまねっこ」のイメージを守るため、ネガティブな表現や特定の人、商品、団体、思想等を推すあるいは批判する表現は認められません。また、「しまねっこ」のキャラクターに無い、趣味、嗜好、思想等を表すものも認められません。
- ・語尾の「～にゃ」に!、?、♪等の追加は上記の内容を守り、セリフの内容に合っていれば使用できます。
- ・「しまねっこ」の一人称は常に「しまねっこ」です。（ボク等他の呼称はNG）

### ③ その他留意点

- ・複数いるかのような設定はNGです。親子や兄弟に見える、「しまねっこ」同士会話する等のデザインはしないでください。
- ・「しまねっこ」のプロフィールから想定できない使用やプロフィールを追加、改変をしないでください。